

「広告表示等に関する問い合わせ・相談受付状況」

当協議会には、新聞・チラシ広告、テレビCM等の広告の作成やプライスボード、価格表等の作成に関する相談が、会員事業者の他、広告代理店や新聞社、情報誌社などの広告関係事業者からも数多く寄せられ、その内容も様々なものとなっています。

当ページでは、その月に寄せられた内容を分析し、受付状況やその月に多く見られた事例などを、公開しております。

また、多くみられる広告表示についての事例につきましては、「[広告表示・景品提供に関するFAQ-会員・広告関係事業者の方々へ-](#)」にまとめておりますので、広告等を作成する際の参考にして下さい。

相談受付件数

平成26年2月に受け付けた相談は260件でした。車種別の内訳は、新車関係143件、中古車関係100件、内容別の内訳は、表示関係193件、景品関係25件でした。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
	143	100	17	260
表示関係	120	90	0	193
景品関係	14	4	7	25
その他	9	6	10	42

相談者内訳

相談者の内訳としては、「広告代理店等」が77件と最も多く、次に「自動車関係団体」が61件となり、合わせて全体の約53%を占めています。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
広告代理店等	54	20	3	77
メーカー系ディーラー	38	9	2	49
自動車関係団体	29	29	3	61
中古車情報誌社	6	23	4	33
中古車専門店	0	13	4	17
メーカー	9	2	1	12
新聞社	6	0	0	6
テレビ・ラジオ局	0	1	0	1
その他	1	3	0	4

新車関係

◆表示関係の相談内訳

2月は「消費税関係」に関する問い合わせが80件と突出して多く全体の約67%を占めています。その内容としては消費税込価格と消費税抜価格の併記の方法や消費税に関連した値引き表示の可否等に関する問い合わせです。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	15	③税金・諸費用	80
表示方法	7	消費税関係	80
付属品・特別仕様	1	④特定事項の表示	16
値引き表示	4	燃費	10
割賦・リース	1	安全・環境	4
その他（価格）	2	特別仕様・限定	2
②広告表現・企画の可否	5	⑤下取関係	3
広告表現の可否	2	⑥その他	1
抽象的な問合せ	3	合計	120

◆景品関係の相談内訳

項目	件数	項目	件数
総付景品(もれなく)	6	抽象的な問合せ	3
一般懸賞(抽選等)	5	合計	14

⇒ ★今月のポイント★は次頁に掲載しています。

一般消費者向けPRを実施中

『お客様にわかりやすい消費税込価格を表示しています』

当協議会では、適正表示で安心の「公取協会員店」で購入するメリット及び「公取協会員店は、お客様にわかりやすい消費税込価格を表示している」旨のPRを積極的に実施しています。

会員店の皆様におかれましては、「会員店PRポスター」を店頭貼付し、一般消費者にアピールしていただきますよう、お願いいたします。

会員店PRポスター



★今月のポイント・1★ 今回は、「消費税率引上げに伴う整備料金や部用品の価格表示への対応」に関する事例を紹介します。

問い合わせ内容

車両の価格表示は消費税込価格（8%）で表示していますが、整備料金や陳列している部用品も消費税込価格（8%）で表示しなければならないのでしょうか？ 部用品の中には、既に消費税抜価格のみが表示された値札がついているものもあるのですが。

問い合わせへの回答

同一店舗内の商品に消費税込価格と消費税抜価格の表示が混在すると、消費者にとっては分かりにくくなるので、整備料金表や部用品の値札、POP等を作成し自社の販売価格を表示する場合には、できる限り消費税込価格で統一して表示するようにして下さい。

しかしながら、既に値札等により商品本体に消費税抜価格のみが表示されている等の場合には、表示されている価格が消費税込価格であるかのように誤認されることのないよう、確実にお客様の目に付く方法で、以下のような内容を表示する等の対応を行って下さい。

- ・消費税抜価格のみが表示されている商品がある旨及びその商品を購入の際には、消費税を別途申し受ける旨
- ・詳しくはスタッフに尋ねられたい旨

詳細については、[「消費税率の引き上げに伴う価格表示方法等の対応の手引」](#)をご参照下さい。

★今月のポイント・2★ 今回は、『3%値引きフェア』の実施に関する事例を紹介します。

問い合わせ内容

登録が4月以降となるお客様を対象に、消費税は8%お預かりすることを前提として、『3%値引きフェア』とのタイトルで告知をしたいのですが、問題にはならないですか？

問い合わせへの回答

ご質問のように、消費税を8%お預かりすることを前提に、『3%値引き』という表示だけ捉えれば、ただちに消費税との関連を明示しているものとはいえませんが、消費税の転嫁を阻害する表示には該当しません。ただし、広告の表示全体からみて、その値引き分が「消費税増税分の3%」に相当するものであると客観的に明らかな場合には、消費税の転嫁を阻害する表示として問題となるおそれがありますので、広告を作成する際には注意して下さい。

なお、『3%値引き』と表示した場合、「消費税率引上げ後の税込価格からの3%値引き」である旨を表示する必要があります。

詳細については、[「消費税率の引き上げに伴う価格表示方法等の対応の手引」](#)をご参照下さい。

中古車関係

◆表示関係の相談内訳

2月は「消費税関係」に関する問い合わせが43件で全体の約48%を占めています。その内容としては消費税抜価格の表示の可否や消費税の納税義務の発生時期（登録日、納車日等の売上計上日）等に関する問い合わせです。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	10	⑤税金・諸費用	48
表示方法	1	消費税関係	43
付属品・特別仕様	2	税金	5
値引き表示	5	その他（税金）	1
支払い総額	2	⑥必要表示事項の表示	14
②特定の車両状態	4	走行距離数	3
③特定事項	1	仕様区分	2
写真・イラスト	1	車検証の有効期限	4
④広告表現・企画の可否	10	保証の有無	4
広告表現の可否	8	必要表示事項全般	1
企画の可否	1	⑦おとり広告	2
抽象的な問合せ	1	⑧下取・買取関係	1
		合計	90

◆景品関係の相談内訳

項目	件数	項目	件数
総付景品(もれなく)	2	抽象的な問合せ	1
一般懸賞(抽選等)	1	合計	4

⇒ ★今月のポイント★は次頁に掲載しています。

地方紙において一般消費者向けPRを実施

『お客様にわかりやすい消費税込価格を表示しています』

当協議会では、一般消費者に対し「公取協会会員店ではわかりやすい消費税込価格を表示している」旨の広告を信越・北陸地区の地方紙に掲載しました。

詳細については、「[AFTC INFORMATION](#)」をご参照下さい。

会員店PR新聞広告

公取協会会員店は、お客様にわかりやすい消費税込価格を表示しています。

会員以外の販売店では、消費税について曖昧な表示をしているケースも見受けられます。クルマを買うときは、「税込」か「税抜」かをしっかりと確認の上、ご購入下さい。

128.8万円(消費税込み)

自動車公正取引協議会
AUTOMOBILE FAIR TRADE COUNCIL

会員店

★今月のポイント★ 今回は、「消費税率8%に基づく価格への切替えが間に合わない場合等の対応」に関する事例を紹介します。

問い合わせ内容

自社ホームページに掲載している車両について、掲載台数が多く価格を一斉に切替えることが難しいため、これから新たに掲載する車両から消費税率8%に基づく価格を表示することにしたのですが、何か注意する点はありますか？

問い合わせへの回答

一時的に消費税率8%に基づく価格と消費税率5%に基づく価格が混在するような場合は、各掲載車の価格の直近に消費税率を表示する等、表示された価格が消費税率8%に基づく価格であるのか、消費税率5%に基づく価格であるのかが明確に分かるように表示するとともに、以下のような説明を、トップページや車両の詳細ページ等の複数ページに、また、それぞれのページの上部等の目立つ箇所に表示する等、確実にお客様の目に付く方法で明瞭に表示するようにして下さい。

なお、4月1日以降は、速やかに消費税率8%に基づく価格に切替えて下さい。

(売上計上日を登録(届出)日としている販売店の場合の表示例)

- ・販売価格は、消費税込価格です。価格改定作業中の為、消費税率8%に基づく価格と消費税率5%に基づく価格が混在しております。
- ・3月中の登録(届出)となった場合は消費税率5%に基づき、4月以降になった場合は消費税率8%に基づき精算させていただきます。

詳細については、[「消費税率の引き上げに伴う価格表示方法等の対応の手引」](#)をご参照下さい。